

令和6年6月7日

第2回片品村議会会議録

利根郡片品村

令和6年第2回片品村議会定例会会議録第1号

議事日程 第1号

令和6年6月7日（金曜日）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 副議長の選挙
- 日程第 5 議会広報編集特別委員会委員の選任について
- 日程第 6 一般質問
- 日程第 7 議案第37号 花の駅片品の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第38号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について
- 日程第 9 議案第39号 工事請負契約の締結について
- 日程第10 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第11 報告第 4号 専決処分の報告について
- 日程第12 報告第 5号 専決処分の報告について
- 日程第13 報告第 6号 令和5年度片品村一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第14 同意第 2号 片品村固定資産評価員の選任について
- 日程第15 議案第40号 令和6年度片品村一般会計補正予算（第1号）について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 副議長の選挙
- 日程第 5 議会広報編集特別委員会委員の選任について
- 日程第 6 一般質問
- 日程第 7 議案第37号 花の駅片品の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第38号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議につ

いて

- | | | |
|--------|----------|-------------------------------|
| 日程第 9 | 議案第 39 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 10 | 承認第 2 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 11 | 報告第 4 号 | 専決処分の報告について |
| 日程第 12 | 報告第 5 号 | 専決処分の報告について |
| 日程第 13 | 報告第 6 号 | 令和 5 年度片品村一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第 14 | 同意第 2 号 | 片品村固定資産評価員の選任について |
| 日程第 15 | 議案第 40 号 | 令和 6 年度片品村一般会計補正予算（第 1 号）について |

会議録1号用紙

片品村議会会議録		第 1 日
令和 6 年 6 月 7 日		
出席議員 12 名	欠席議員 名	欠員 名
第 1 番	小林 政彦	(出席)
第 2 番	小柳 紀一	(出席)
第 3 番	萩原 和典	(出席)
第 4 番	萩原 正信	(出席)
第 5 番	狩野 孝夫	(出席)
第 6 番	北澤 佳子	(出席)
第 7 番	星野 吉弥	(出席)
第 8 番	千明 勉	(出席)
第 9 番	後藤 眞平	(出席)
第 10 番	高山 悦夫	(出席)
第 11 番	星野 栄二	(出席)
第 12 番	飯塚 美明	(出席)

説明のために出席した者の職氏名

村 長	梅 澤 志 洋
副 村 長	金 子 賢 司
教 育 長	萩 原 明 富
総 務 課 長	梅 澤 康 明
住 民 課 長	須 藤 錦 作
保 健 福 祉 課 長	鎬 木 勲
農 林 建 設 課 長	中 村 学
むらづくり観光課長	狩 野 久 良
教育委員会事務局長	星 野 孝 行
会 計 管 理 者	星 野 照 子

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 竹 篤 保
主 任	狩 野 真 里 恵

議長（萩原正信君） ただいまから、令和6年第2回片品村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

午前10時07分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（萩原正信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番 後藤眞平君及び10番 高山悦夫君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（萩原正信君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月14日までの8日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月14日までの8日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（萩原正信君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日までに受理した陳情は、会議規則第91条及び第92条並びに第95条の規定により、お手元に配付の陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しました。

次に、去る6月6日、副議長 星野吉弥君から、一身上の都合により副議長の辞職願が提出され、地方自治法第108条の規定により、これを許可したので報告します。

次に、先ほど、議会運営委員、狩野孝夫君、北澤佳子君、千明勉君、星野栄二君から、一身上の都合により議会運営委員の辞任願が提出され、委員会条例第12条第2項の規定によりこれを許可したので、報告します。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したので、報告します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 副議長の選挙

議長（萩原正信君） 日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いを。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いを。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に、狩野孝夫君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した狩野孝夫君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました狩野孝夫君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された狩野孝夫君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

5番 狩野孝夫君、副議長就任の挨拶をお願いします。

5番（狩野孝夫君） 議長。

議長（萩原正信君） 5番。

（副議長 狩野孝夫君登壇）

副議長（狩野孝夫君） 5番。

副議長就任に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

このたび、議員各位のご推挙により、副議長に就任させていただきました。身に余る光

栄と責務の重さに身が引き締まる思いではありますが、今後は副議長の職務を遂行するとともに、議長の補佐役として、村政の推進及び運営に努めてまいりたいと思います。

さて、地方自治体を取り巻く状況は、少子高齢化等により大きく変化しております。そのような中で、議会の役割・責務が拡大し、今まで以上に責任ある議会活動が求められています。

二元代表制の下、議会は行政に対する監視機能をしっかりと果たすことはもちろんのこと、多様な村民の意見を聞き、それを地域の課題と捉え、村民全体の福祉の向上と村政発展のため、政策等を提案する機能を持たすことも大切であります。私も、村民の皆様の望む方向性を的確に把握し、諸問題の解決に向け、誠意努力してまいり所存でございます。

今後とも、皆様の温かいご支援、ご指導をお願い申し上げまして、副議長の挨拶といたします。

日程第5 議会広報編集特別委員会委員の選任について

議長（萩原正信君） 日程第5、議会広報編集特別委員会委員の選任を行います。

議会広報編集特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、お手元の名簿のとおり指名いたします。

暫時休憩いたします。

各議員につきましては、別室にて協議を行いますので、議員控室へ移動をお願いいたします。

午前10時12分

午前10時17分

議長（萩原正信君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議長（萩原正信君） 総務観光常任委員会、産業民教常任委員会、議会運営委員会の正副委員長から辞任願が提出され、後任の正副委員長の互選報告がされております。

あわせて、議会広報編集特別委員会の正副委員長の互選報告がされておりますので、お手元にお配りしました名簿のとおり報告します。

日程第6 一般質問

議長（萩原正信君） 日程第6、一般質問を行います。

通告に基づき、発言を許可します。

2番 小柳紀一君。

2番（小柳紀一君） はい、2番。

議長（萩原正信君） 2番。

（2番 小柳紀一君登壇）

2番（小柳紀一君） おはようございます。

私のふるさととは片品であります。片品村が永遠に存続し、また発展できるように、そのために私は、80年余り積んだ人生経験を何かに生かせるのではないかと思って、議員に当選させていただきました。早くも1年たちます。

今回、議長より一般質問の機会を与えられましたので、通告に基づき一般質問させていただきます。

（2番 小柳紀一君 質問席に移動）

議長（萩原正信君） 村長 梅澤志洋君、答弁席へお願いします。

（村長 梅澤志洋君 答弁席に着席）

2番（小柳紀一君） はい、議長。

議長（萩原正信君） 2番。

2番（小柳紀一君） 2番。

それでは、質問させていただきます。

まず初めに、1の農家における高齢化対策についてですが、片品村は、観光と農業を柱にし、これまで歩んで実績を積み上げてきましたが、現役の農業従事者の高齢化が進み、これからも元気で働けるか、不安を感じている人が少なくありません。

元気で作業する人々や実りの多い田畑の景色を見ることは、とても癒やされます。気持ちのいいものであります。立派な観光資源だとも思います。

そこで、このように高齢化が進む農家に対し、現状はどのような支援を行っているか、また、今後どのような対策を考えているか、村長に伺いたいと思います。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） ただいまの小柳紀一議員のご質問についてお答えをいたします。

議員ご質問のとおり、片品村は観光と農業を2本の柱として、村づくりの振興に取り組んでまいりました。

近年、農業を取り巻く状況は、全国的な少子高齢化、農業経営を含め、後継者や従事者

の人的不足は喫緊の課題となっているところです。

現在、村が実施している高齢者への支援といたしましては、鳥獣害防護電気柵を無償で貸し出すことで経費負担の支援を行っております。

また、群馬県が実施している中山間地域等直接支払交付金事業では、中山間地における農業経営者の高齢化などによる農業経営の維持への支援を行っており、村内でも5か所の地区で事業を実施しております。

片品村で策定している「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」の中でも、農業の継続的な発展を図るため、具体的な経営指標を示して、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する基本的な考えを掲げておりますが、その中で、45歳以上の中高齢経営者について、他産業での従事者経験等を活かして意欲的に農業に取り組む者については、積極的に支援の対象とすることとしております。

国では、こうした地域課題に対応するため、令和7年3月までに、各市町村での地域計画を策定することとしております。片品村でも、農業委員会や認定農業者協議会、JA等を主体として、片品村の10年後の農業を守るため、地域での話し合いや農地利用の設計図を作成していく予定で準備しているところでございます。

この地域計画の中においても、高齢農業経営者の支援等について協議していかなければと考えておりますので、議員各位のさらなるご理解とご指導をお願い申し上げ、小柳議員への答弁とさせていただきます。

2番（小柳紀一君） はい、議長。

議長（萩原正信君） 2番 小柳紀一君。

2番（小柳紀一君） 2番。

明快な答弁、ありがとうございます。

現在、村が実施している高齢者農家への支援を今後も、より手厚くお願いしたいと思っております。そして、現場の状況をよく見守ってほしいと思っております。

国や村でも、10年後の農業を守ると言っていますが、振り返ってみると、今から64年前、1960年、昭和35年ですけれども、1960年の農業就業者の数は1,300万とも1,400万とも言われていました。それが60年後の2020年には、190万とか200万とか、約7分の1に減っています。何ででしょう。

この間、サラリーマンの初任給は20倍に上昇しています。一方、農産物はどうでしょう。米の価格は当時の4倍ですが、1980年からは下がっています。

片品村の主要農産物である夏秋野菜の価格は、トマトは約40%値下がりし、キャベツも15%ぐらい値下がっているという統計がありまして、大根はその当時に比べると、品物、その当時は、白くて細くて長い大根が、今は青首大根に替わって、重量比からいっただら相当の値下がりしていると思うんです。

こうしたことから、農業者の高齢化対策と連動して、農業者の所得向上に努めることが極めて重要だと思います。

現在、片品村の農家は、機械化とか生産の合理化と技術の向上で頑張っていますが、やはりこれにも限界があるんじゃないかと。片品産というやっぱりブランドを、村の総力で確立することが必要だと思いますが、よろしくをお願いします。

以上申し上げ、1つ目の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（萩原正信君） 続いて、教育長 萩原明富君、答弁席へ願います。

（教育長 萩原明富君 答弁席へ着席）

2番（小柳紀一君） 議長。

議長（萩原正信君） 2番 小柳紀一君。

2番（小柳紀一君） 2番。

次に、2つ目の題目です。

村の文化財としての歴史的建造物の調査について質問させていただきます。

貴重な価値ある建物が、所有者の高齢化や後継者がいないなどの理由で維持管理が難しくなり、取り壊されるといった事例があります。

こうした歴史的価値のある建造物を村の文化財として未来に残していくために、まずは個人所有の民家などの調査を行い、計画的にこのような建物の保全に努めていくことが必要だと思いますが、村の考えを伺います。お願いします。

教育長（萩原明富君） 議長。

議長（萩原正信君） 教育長。

教育長（萩原明富君） ただいまの小柳紀一議員のご質問につきましてお答えいたします。

片品村における建造物等「有形文化財」の保存及び活用につきましては、「片品村文化財保護条例」に基づき、国や県による指定を受けていないもので、当村にとって重要なものを「片品村重要文化財」に指定し、所有者である個人・団体のご協力の下、保全に努めてきたところであります。

当村における重要文化財のうち、建造物に該当するものは確かに少数にとどまっております。その一因となっておりますのが、所有者負担の大きさです。

県や市町村が重要文化財の指定をするに当たり、あらかじめ文化財の所有者の同意を必要としますが、指定を受けた所有者は、文化財の管理義務や現状変更の制限、各種届出義務を負うことになるため、難色を示されることもございます。

また、個人所有の建造物の取壊しは、高齢化や後継者不足による維持管理の問題だけでなく、建て直しを目的としたものもありますので、その点からも所有者の同意を得にくい実情があります。

しかしながら、ご指摘のとおり、当村の貴重な歴史的建造物が損なわれるのは大きな損失であります。重要文化財の指定は、所有者に負担を課すものではありませんが、一方で、その存在が広く知られることで、所有者に代わる管理団体の支援を得ることに繋がり、高齢化や後継者不足の問題を抱える所有者の一助となる面もあります。

教育委員会としましても、文化財調査委員と連携し、歴史的建造物の把握に努めたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げ、小柳議員への答弁とさせていただきます。

2番（小柳紀一君） 議長。

議長（萩原正信君） 2番 小柳紀一君。

2番（小柳紀一君） 2番。

大変ありがとうございました。

現在、文化財について、保全の対処になっているものについては継続をお願いしたいと思いますが、所有者が気づかないで価値あるものも多々あると思いますので、文化財の調査委員の方に、これからもさらなる尽力をお願いして、新たな文化財の発見を期待したいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終了します。大変ありがとうございました。

議長（萩原正信君） 次に、7番 星野吉弥君。

7番（星野吉弥君） 7番。

議長（萩原正信君） 7番。

（7番 星野吉弥君登壇）

7番（星野吉弥君） 皆さん、おはようございます。

まず、6月2日、利根沼田ポンプ操法競技会において、第3分団の皆様が小型ポンプの部で優勝し、8月24日の県大会出場を決め、7月の中旬より練習が始まるとのことです。第3分団として3回目の群馬県での優勝を目指し、さらに、本年は全国大会もある年です。さらなる第3分団の皆様の奮闘、選手の頑張りをご期待申し上げます。

また、昨日、上毛新聞1面に、本県の2023年出生数が1万人割れ、全国でも72万人余り、そういったことで、政府の推計より11年も早いペースで出生率の減少が進んで

いるとのことで、私自身も憂慮していますが、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

議長（萩原正信君） 村長 梅澤志洋君、答弁席へお願いします。

（村長 梅澤志洋君 答弁席に着席）

7番（星野吉弥君） 議長。

議長（萩原正信君） 7番 星野吉弥君。

7番（星野吉弥君） 7番。

それでは、第1の項目、子育て支援事業の提案についてであります。

広報かたしな5月号に、村独自の片品で子育てが掲載されていましたが、国や県、各自治体が知恵を絞り、各分野での子育て世代への支援を行っています。毎年の小学校、中学校への当村の入学及び卒業者数は、おおむねそれぞれ40名程度です。

提案として、入学時、卒業時でも構いません。1人当たり3万円でも5万円でも、金額は特に問いません。子育て世代への支援祝い金として、今後検討を進めていければと思いますが、いかがでしょうか。村の考えを伺います。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

ただいまの星野吉弥議員の質問についてお答えをいたします。

先月発行された広報5月号において、片品村独自の子育て支援策を掲載させていただきました。その中の保育料補助制度は、児童が2歳を迎えた翌月以降の保育料を免除するというものですが、他市町村に先駆けて平成25年度から実施をいたしました。

また、令和5年度からは、小中学校の学校給食費の完全無償化を行い、高校生世代への支援として、令和4年度から、遠方の高等学校等に通学する子を持つ保護者の負担を軽減するための補助を行うなど、村独自の支援を行っております。

他にも、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るための助成金については、他市町村よりも手厚く補助することで、多くのご夫婦で子宝に恵まれるなど、その時その時の住民ニーズに応じて子育て支援策を実施してまいりました。

議員の質問にあります、小学校や中学校の入学に際しての祝い金についてですが、当村では現在、祝金としての支給ではありませんが、小学校入学時に体操着と防犯ブザーを、金額にして1万5,000円相当の現物での支給を行っております。

利根沼田管内では、みなかみ町が小学校入学時に2万円、中学校入学時に4万円分の電子地域通貨を活用した支援を行い、川場村では小学校入学時に5万円、中学校入学時に5万円の支給を行っておりますが、みなかみ町と川場村では、当村のように給食費の完全無償化は行っておりません。

片品村では昨年度、10年後、20年度後の理想の姿を見据え、村全体の活性化と持続的な発展に向け、「尾瀬かたしな未来プロジェクト」を推進していくための「尾瀬かたしな未来構想委員会」を発足いたしました。

委員会の中では、現在子育て中の委員からも、子育て施策に関して様々な意見や提案を頂戴しております。議員からの提案も含め、将来の片品村を担っていく子育て支援として、どの方にもどのような支援をすることが一番有効であるかを未来構想委員会でも検討していきたいと考えております。

7番（星野吉弥君） 議長。

議長（萩原正信君） 7番 星野吉弥君。

7番（星野吉弥君） 7番。

大変ありがとうございます。

令和4年度決算成果報告書によりますと、敬老者祝い金実績は、77歳が29名、80歳が50名、88歳が33名、90歳が29名、99歳が9名、100歳が4名、合計159名の敬老金祝い者に387万5,000円の祝い金の支払い実績となっております。有効的な支援を子どもたちにもご検討をお願いし、次の質問に移ります。

2番の大きな題目、発電事業への取組提案について、まず（1）として、県内には電源立地地域交付金対象の水力発電所が42か所、うち、当村には7か所の水力発電所が稼働し、その交付金は毎年1,400万円ほどあり、その活用は保育所運営事業に活用されています。

本年度当初予算、村税での固定資産税は4億400万円余の歳入予算であります。村内には2か所の小水力発電及び数か所における太陽光発電所が点在していますが、発電施設別の固定資産税の税額はどのようになりますか、お答えをお願いします。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

固定資産税は、土地や建物の不動産、工場等での機械や会社の備品などの事業用償却資産を所有する者が、その固定資産の価格を基に算定された税額を固定資産の所在する市町

村に納める税金です。当村では、税収入全体の約7割にもなる財政的にも主要な基幹税目となっております。

国の再生可能エネルギー政策により、当村でも平成20年代後半より、メガソーラーを含む「太陽光発電施設」の建設が始まり、近年では溪流を利用した「小水力発電施設」も建設され、稼働しております。

事業用資産として、施設用の建屋、発電用設備全般、フェンス等の外構や施設用地が課税対象となりますが、今年度では発電施設として、村内の花咲地区に1か所、土出地区に1か所、計2か所の小水力発電施設、また、村内28か所にある太陽光発電施設に固定資産税を課税しております。

小水力発電施設関連の年税額は約500万円、太陽光発電施設関連の年税額は約7,900万円で、再生可能エネルギー発電施設関連の年税額合計は約8,400万円となり、今年度の固定資産税予算額の約2割を占めている状況であります。

以上です。

7番（星野吉弥君） 議長。

議長（萩原正信君） 7番 星野吉弥君。

7番（星野吉弥君） 7番。

担当課長より、償却資産であり減価率が高いと説明を受けていますが、現状、固定資産税の2割を占めていることが理解できましたが、次の提案質問に移ります。

(2)番として、現在、群馬県企業局（電気事業）について保有の発電所は、水力発電所33か所、太陽光発電所3か所、火力発電所1か所であり、利根発電所管内には7か所の水力発電所を有しています。現在、川場村の薄根川上流域に小水力発電所を計画予定とのこと、上流部の赤倉川には民間業者による2025年7月稼働予定の小水力発電所建設が進められています。

今後の村税の補完を図る上でも、企業局や民間事業者への働きかけ、地元住民の理解や自然景観へ配慮した建設誘致を図るべきと考えますが、いかがお考えですか、お願いします。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議員ご質問のとおり、県企業局が建設する川場村薄根川上流の発電所は、最大出力198キロワット、最大使用水量、毎秒1.05立方メートルで、発電所名は地元の小中学生

への公募により、「ほたかのめぐみ かわば発電所」に決定し、2026年運転開始予定とのことでございます。

さて、片品村には、民間事業者により、2018年に西俣沢の西俣沢発電所、昨年、2023年に車沢の「ぐんぎん尾瀬片品発電所」の2か所が建設され、運転を行っております。特に后者の「ぐんぎん尾瀬片品発電所」は、デザイン発電所地域共生モデルとして、観光・教育・防災の3点をコンセプトとして建設されました。

観光では、観光スポットや憩いの場や地域周遊の素材としての活用、教育では、発電の仕組みが学べ、再生可能エネルギー教育への活用、防災では、自然災害発生時に停電対策としての可搬型バッテリーの配備等、地域との共生が図られる発電所となっており、今後の利活用に期待するところでございます。

現在、県企業局及び数社の民間事業者による、村内の河川調査等も行われておりますが、具体的な段階には至っていない状況でございます。

片品村5つのゼロ宣言の中でも示している再生可能エネルギーの利用推進の観点からも、地域との共生が図れる施設の建設は、村の活性化に寄与することとなります。十分協議を重ねながら進めていきたいと考えておりますので、議員各位のさらなるご理解と指導をお願い申し上げ、星野吉弥議員への答弁とさせていただきます。

7番（星野吉弥君） 議長。

議長（萩原正信君） 7番 星野吉弥君。

7番（星野吉弥君） 7番。

当村は、東入の最上流部に位置し、片品川は何か所かの支流、さらに多くの副支流を抱えています。恵まれた条件を生かすのも工夫だと思います。

企業局発電所誘致には、地元県議のお力を借りるのも必要かと思えます。積極的な要望活動をお願いし、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（萩原正信君） 以上で一般質問を終わります。

日程第7 議案第37号 花の駅片品の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 について

議長（萩原正信君） 日程第7、議案第37号 花の駅片品の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。
（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第37号 花の駅片品の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の条例改正は、花の駅片品の運営委員会について、別に定めることとしたため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、議案第37号 花の駅片品の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号 花の駅片品の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第38号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について

て

議長（萩原正信君） 日程第8、議案第38号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第38号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について、提案の説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行により、被保険者証が廃止され、処理する事務に変更が生じることから、群馬県後期高齢者医療広域連合規約を変更する必要があるため、提案するものでございます。

以上について、地方自治法第291条の3第1項及び同法第291条の11の規定により、議決をお願いするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、議案第38号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(萩原正信君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第39号 工事請負契約の締結について

議長(萩原正信君) 日程第9、議案第39号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(萩原正信君) 村長。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) 村長。

議案第39号 工事請負契約の締結について、提案の説明を申し上げます。

土出グラウンド人工芝化整備事業につきまして、去る5月17日に公募型プロポーザルを行い、事業者が決定しましたので、契約の締結をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、教育委員会事務局長に説明させますので、ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議長(萩原正信君) なお詳細な説明を求めます。

教育委員会事務局長 星野孝行君。

教育委員会事務局長(星野孝行君) 教育委員会事務局長。

(詳細説明)

議長(萩原正信君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(萩原正信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(萩原正信君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(萩原正信君) これで討論を終わります。

これから、議案第39号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(萩原正信君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第10 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

議長(萩原正信君) 日程第10、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(萩原正信君) 村長。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) 村長。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、説明を申し上げます。

これは、令和5年片品村下水道事業等特別会計補正予算(第4号)を専決処分したことにより、承認を求めるものでございます。

既定の予算総額に増減はなく、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,114万7,000円とするものでございます。

歳入予算につきましては、増減はございません。歳出予算につきましては、施設費の減額と公債費の増額でございます。

補正の内容ですが、施設費は消耗品の購入等を精査したことによる減額で、公債費は令和4年度からの繰り越した事業の起債を新規に発行したことにより、利息の予算が不足したための増額で、その支払期日までの余裕がなかったため、補正予算の専決処分を行ったものであります。

ご承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第11 報告第4号 専決処分の報告について

議長（萩原正信君） 日程第11、報告第4号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。
（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

報告第4号 専決処分の報告について、説明を申し上げます。

この報告は、片品村税条例の一部を改正する条例を専決処分したことにより報告するものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） なお詳細な説明を求めます。
住民課長 須藤錦作君。

住民課長（須藤錦作君） 住民課長。
（詳細説明）

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
以上で報告を終わります。

日程第12 報告第5号 専決処分の報告について

議長（萩原正信君） 日程第12、報告第5号 専決処分の報告についてを議題とします。
本件について、提出者の説明を求めます。
村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) 村長。

報告第5号 専決処分¹の報告について説明を申し上げます。

この報告は、片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したことにより報告するものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

議長(萩原正信君) なお詳細な説明を求めます。

住民課長 須藤錦作君。

住民課長(須藤錦作君) 住民課長。

(詳細説明)

議長(萩原正信君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(萩原正信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第13 報告第6号 令和5年度片品村一般会計繰越明許費繰越計算書について

議長(萩原正信君) 日程第13、報告第6号 令和5年度片品村一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(萩原正信君) 村長。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) 村長。

報告第6号 令和5年度片品村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明を申

上げます。

この報告は、一般会計において、令和5年度から令和6年度に繰り越して実施する事業につきまして、地方自治法施行令第146条の規定に基づき報告するものでございます。

内容につきましては、花咲地区ギャップファイラー施設更新工事ほか8件の繰越事業について、総額1億3,821万円の繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告申し上げます。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第14 同意第2号 片品村固定資産評価員の選任について

議長（萩原正信君） 日程第14、同意第2号 片品村固定資産評価員の選任についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

同意第2号 片品村固定資産評価員の選任について、提案の説明を申し上げます。

固定資産評価員の選任につきましては、地方税法第404条第1項で、村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ村長が行う価格の決定を補助するため、村に固定資産評価員を設置することが、第2項で、固定資産評価員は固定資産に関する知識及び経験を有する者のうちから、村長が議会の同意を得て選任することが規定で定められております。

今回の選任につきましては、前任者の金子小百合辞任のため、新たに須藤錦作を選任したいので、同意をお願いするものであります。

よろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。
（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。
これから、同意第2号 片品村固定資産評価員の選任についてを採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。
したがって、同意第2号 片品村固定資産評価員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第15 議案第40号 令和6年度片品村一般会計補正予算（第1号）について

議長（萩原正信君） 日程第15、議案第40号 令和6年度片品村一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。
（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。
議案第40号 令和6年度片品村一般会計補正予算（第1号）について、提案の説明を

申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,025万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億9,325万4,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、地方交付税、国庫支出金及び諸収入の増額であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費、衛生費、商工費、消防費及び教育費の増額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 議案第40号の質疑以降については、後日の本会議において審議します。

議長（萩原正信君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

本日は、これで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

大変お疲れさまでした。

午前11時07分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

片品村議会議長 萩原正信

片品村議会議員 後藤眞平

片品村議会議員 高山悦夫